

いわゆる暫定基準に係る農薬等の食品健康影響評価の 依頼の今後の進め方について

厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

1. 食品健康影響評価の依頼の状況

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に暫定的に基準値を設定した 758 物質については、年度毎に計画を立てて資料の収集ができたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととし、5 年間を目途に依頼することとしていたが、平成 22 年 7 月、更に 2 年間の延長をお願いしていたところである。

平成 25 年 3 月時点で、758 物質のうち、これまでに 520 物質について評価を依頼（そのうち 257 物質について評価が行われ、食品健康影響評価結果を受理）したが、238 物質について評価依頼が終了していない。（別紙参照）

2. 今後の進め方

食品健康影響評価が行われていない 238 物質については、現時点において資料提出の予定があるものが 163 物質、資料提出の見込みのないものが 75 物質である。資料提出の見込みがない物質も増えていることから、今後の進め方としては、毎年度、食品健康影響評価の依頼状況及び各物質の資料提出の状況を踏まえて、食品健康影響評価依頼計画書を策定することとしたい。

なお、資料収集の見込みのない 75 物質については、今後、基準値削除も含め、扱いを協議させていただきたい。

3. 平成 25 年度の食品健康影響評価依頼計画について

238 物質のうち、資料提出の予定がある 163 物質のうち、平成 25 年度中に資料提出の予定がある 157 物質（国内登録等があり、既に事業者から農林水産省に資料が提出されたもの 74 物質、在京大使館等から今年度中に資料を提供する旨の連絡があったもの 83 物質）について評価依頼を行う予定。

4. その他

食品健康影響評価依頼を行った 520 物質中、食品健康影響評価を頂いたのは 257 物質にとどまっており、暫定基準についての食品健康影響評価とそれに基づいた基準値設定の早期化が求められている。また、暫定基準値設定後に Codex で新たに基準値が設定されたものがあることから国際的な調和も図る必要が出てきている。今後、リスク管理側として基準値設定の迅速化に向けた対応について、相談させていただきたい。

ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況

残留基準
設定品目数

799品目

803品目

平成18年5月29日時点

暫定基準
758本
基
準
41

平成25年4月1日現在

暫定基準
558

38

本基準(新規除く)
205

40

暫定基準の見直しの状況

食品安全委員会に未諮問
238食安委評価中
262

42 16

見直し済
200

■ 暫定基準 ■ 削除 ■ 本基準(新規除く) ■ 本基準(新規) ■ 食品安全委員会に未諮問 ■ 食安委評価中 ■ 部会未審議 ■ 部会終了 ■ 見直し済

※1『本基準数(新規除く)』は、ポジ導入後の新規剤の本基準を除く。また、暫定基準見直しの際、‘ニトロフラン類’を‘ニトロフラゾン’、‘ニトロフラントイン’、‘フラゾリトン’及び‘フラルタドン’の4品目に分割したため、現在の『本基準数(新規除く)』は3品目分増加している。‘アルジカルブ’及び‘アルドキシカルブ’は‘アルジカルブ及びアルドキシカルブ’に統合したため1剤として数えている。

※2『部会終了』には、一度部会で審議して、部会で再審議を予定している剤を含む。

※3『見直し済』は、暫定基準見直しの告示をしたもの及びプロファムをいう。また、‘ニトロフラゾン’、‘ニトロフラントイン’、‘フラゾリトン’及び‘フラルタドン’の4剤ではなく、‘ニトロフラン類’の1剤として数えている。